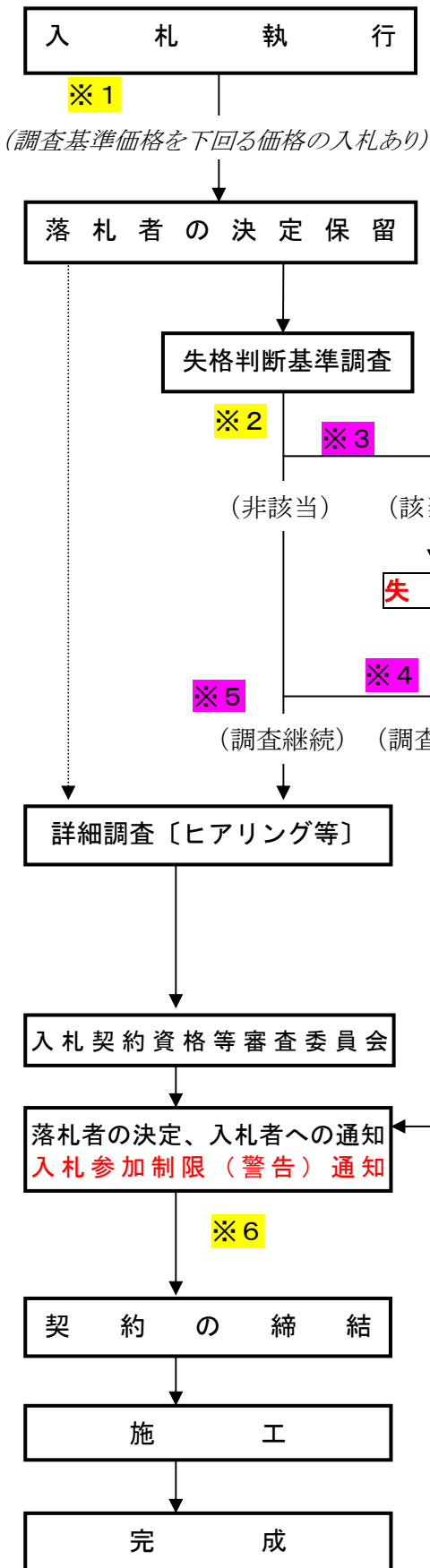


# 大仙市建設工事低入札価格調査制度 実施フロー図 (H30.2.5 適用)

設計金額 2,000 万円以上  
(総合評価落札方式による場合は 700 万円以上)  
に適用



※1 : 調査基準価格 = 直接工事費 × 0.97 + 共通仮設費 × 0.9  
+ 現場管理費 × 0.85 + 一般管理費 × 0.65  
(上限・下限額なし)

※2 : 失格判断基準調査を実施した者 (失格者及び落札候補者) は、下位の案件について落札候補者になることができない。

※3 : 失格判断基準調査 : 次のいずれかに該当する場合

①見積内訳明細書の不備により、純工事費、現場管理費及び一般管理費のいずれかの算出が不能

《変動型失格基準》

②入札価格 < 調査基準価格 × (C)

(C)は、9.5/10~1 の範囲内で変動する係数

《定率型失格基準》

③入札価格における純工事費 < 設計上の純工事費 × 0.8

※4 : 入札価格が設計上の純工事費 + 現場管理費 × 2/5 以上、又は入札比較価格の 8/10 以上の場合は、失格判断調査をもって低入札価格調査を終了する。

※5 : 入札価格が設計上の純工事費 + 現場管理費 × 2/5 未満かつ、入札比較価格の 8/10 未満の場合は、詳細調査を行い、委員会の審議を受ける。

※6 : 契約者及び失格者は、通知の日から 2 月間の入札参加制限 に加え、3 月間の警告措置 を講ずる。

上記以外の低入札者は 3 月間の警告 とし、警告期間内の低入札者は入札参加制限の期間を 4 月間 + 警告 3 月間 とする。

低入札調査を経て契約する場合は、次の措置を講ずる。

履行保証割合 1 割 → 3 割

前払金の割合 4 割 → 2 割

技術者専任配置の場合 増員配置